四街道市営繕工事週休２日促進工事実施要領

１　目的

本実施要領は、四街道市の発注する営繕工事における週休２日の取組において、労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休２日を促進することを目的とする。

２　用語の定義

（１）週休２日促進工事

営繕工事において労務費の補正等の試行を行う週休２日の取組を行う工事をいう。

（２）週休２日

１）月単位の週休２日とは、対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

２）通期の週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

（３）対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）及びこれらに類する期間は含まない。

（４）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場が閉所された状態をいう。

（５）現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業が無い状態をいう。

（６）４週８休以上

１）月単位の４週８休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が２８．５％に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

２）通期の４週８休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

３　対象工事

（1）本実施要領は営繕工事に適用する。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

・現場施工が１週間未満の工事

・緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）

（2）週休２日促進工事である旨等の明示は、「特記仕様書」への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。

（3）上記（2）の記載は、別紙１の記載例を参考にするものとする。

4　発注方式

発注者指定方式

（1）発注者が通期の週休２日に取り組むことを指定する方式

（2）発注者が月単位の週休２日に取り組むことを指定する方式

5　積算方法等

工事費の積算方法は、千葉県が定める「千葉県営繕工事週休２日促進工事実施要領」を準用する。

発注時は月単位の週休２日（４週８休以上）達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、月単位の週休２日（４週８休以上）に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更する。

また、受注者が完全週休２日（土日）を希望した場合は、その達成状況に応じ増額変更する。

6　現場閉所（現場休息）の確認方法

（1）工事着手前

1）監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休２日が確保されていることを確認する。

2）「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

3）分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

（2）工事着手後

1）監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

2）監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

3）受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

4）受注者は、対象期間終了後速やかに、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

なお、工事完成日が工期期限に近く、契約変更等の手続き期間を十分に確保できない場合には、受発注者協議により現場閉所（現場休息）の状況を確認する日を決定するものとし、

それ以降は、現場閉所（現場休息）の日を協議により決定し、これに基づき前提としていた４週８休に満たない場合は、「５　積算方法等」により契約変更を行うものとする。

（３）その他留意事項

１）現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

２）監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。

３）監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

４）工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

５）監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場閉所（現場休息）の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

６）週休２日促進工事の見える化

週休２日促進工事の受注者は、対象期間中、週休２日促進工事を実施している旨を工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示する（別紙２）。

７）適正な工期の確保

新営工事においては、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、「建築工事適正工期算定プログラム」（(一社）日本建設業連合会）、過去の同種工事の実績及び実施設計委託時に作成した工程表を参考として適正な工期を確保する。

改修工事または解体工事においては、過去の同種工事の実績を基に、実施設計委託時等に作成した工程表を参考として適正な工期を確保する。

８）工事成績評定

週休２日を達成できなかったことによる工事成績評定点の減点はしない。

７　その他

この要領に定めのない事項については、受発注者協議により定めることとする。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和８年９月１日から施行する。

（適用）

２　この要領は、施行の日以後に入札の公告をし、又は指名業者に通知する対象工事に適用する。

別紙１

※【○○】かっこ内を選択し、不要な部分は削除する。

【特記仕様書における記載例１】

（単独発注工事の場合）

１．本工事は、発注者が【通期の】（又は）【月単位の】週休２日に取り組むことを指定する週休２日促進工事（発注者指定方式）である。

２．週休２日の考え方は以下のとおりである。

①「月単位の週休２日」とは、対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

②「通期の週休２日」とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

③「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）及びこれらに類する期間は含まない。

④「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場が閉所された状態をいう。

⑤「月単位の４週８休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が２８．５％に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

⑥「通期の４週８休以上」とは、対象期間内の現場閉所の日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算出においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

３．受注者は、工事着手前に、週休２日の取得計画が確認できる現場閉所の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休２日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に現場閉所の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。

また、受注者は対象期間中、週休２日促進工事を実施している旨を工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示する。

４．監督職員は、受注者が作成する現場閉所の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所の日数を確認する。

５．工事費の積算方法は、千葉県が定める「千葉県営繕工事週休２日促進工事実施要領」を準用する。

発注時は月単位の週休２日（４週８休以上）達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、月単位の週休２日（４週８休以上）に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更する。

また、受注者が完全週休２日（土日）を希望した場合は、その達成状況に応じ増額変更する。

６．週休２日を達成できなかったことによる工事成績評定点の減点はしない。

（分離発注工事の場合）

１．本工事は、発注者が【通期の】（又は）【月単位の】週休２日に取り組むことを指定する週休２日促進工事（発注者指定方式）である。

２．週休２日の考え方は以下のとおりである。

①「月単位の週休２日」とは、対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

②「通期の週休２日」とは、対象期間において、４週８休以上の現場休息を行ったと認められる状態をいう。

③「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお，年末年始６日間，夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）及びこれらに類する期間は含まない。

④「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場が閉所された状態をいう。

⑤「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業が無い状態をいう。

⑥「月単位の４週８休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場休息日数の割合（以下「現場休息率」という。）が２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が２８．５％に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場休息を行っている状態をいう。

なお、現場休息日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

⑦「通期の４週８休以上」とは、対象期間内の現場休息率が、２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には

現場閉所及び降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場休息日数に含めるものとする。

３．受注者は、工事着手前に、週休２日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休２日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である○○工事、○○工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。

また、受注者は対象期間中、週休２日促進工事を実施している旨を工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示する。

４．監督職員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息の日数を確認する。

５．工事費の積算方法は、千葉県が定める「千葉県営繕工事週休２日促進工事実施要領」を準用する。

発注時は月単位の週休２日（４週８休以上）達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、月単位の週休２日（４週８休以上）に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更する。

また、受注者が完全週休２日（土日）を希望した場合は、その達成状況に応じ増額変更する。

６．週休２日を達成できなかったことによる工事成績評定点の減点はしない。

【特記仕様書における記載例２】

（単独発注工事の場合）、（分離発注工事の場合）

本工事は、四街道市営繕工事週休２日促進工事実施要領（令和８年９月１日施行）に基づき、発注者が週休２日に取り組むことを指定する【通期の】（又は）【月単位の】週休２日促進工事（発注者指定方式）である。

別紙２

〇週休２日促進工事を実施している旨の明示例

